

| | | | | |
|---|-------------|---------|--------------|----------|
| 科目名 Subject Name | | 開講年次 | 開講学期 | 曜日・時限 |
| 宅建講座Ⅱ Real Estate Business Ⅱ | | 2年 | 後期 | 別途、時間割参照 |
| 単位数 | 授業の形態 | | 授業の性格 | |
| 2単位 | 講義 | 選択 | | |
| 当該科目の理解を促すために受講することが望まれる科目 | | | | |
| 法学・民法Ⅰ・民法Ⅱ・不動産関係法・宅建業法 | | | | |
| 同時に履修しておくことが望まれる科目 | | | | |
| 宅建業法 | | | | |
| 担当者に関する情報 | | | | |
| 氏名 | 研究室の場所 | オフィスアワー | 電話番号・メールアドレス | |
| 高須則行 | 非常勤講師室 | 出講日 | 授業中に指示します | |
| 授業の概要 | | | | |
| H24年度以前の入学者を対象とする科目です。この授業では、宅地建物取引主任者に必要とされる知識にポイントを絞って、土地の規制に関する法律ならびに宅建業法を中心にそれらの知識を、具体的な問題を解きながら、確認し、さらにそれらの発展的知識を獲得するように説明する。 | | | | |
| 授業の到達目標 | | | | |
| ①借地借家法を理解することができるようにする。 ②区分所有法を理解することができるようにする。 ③都市計画法を理解することができるようにする。 ④建築基準法等を理解することができるようにする。 ⑤宅建業法を理解することができるようにする。 | | | | |
| 授業の方法 | | | | |
| 講義形式で行いますが、その都度、受講生の皆さんに質問し、自らの考えを述べてもらいたいと思っています。そのような双方向の授業を心掛けていきたいと思っています。 | | | | |
| 学習の成果 | | | | |
| ①借地借家法理解し、説明することができる。 ②区分所有法理解し、説明することができる。 ③都市計画法理解し、説明することができる。 ④建築基準法理解し、説明することができる。 ⑤宅建業法を理解し、説明することができる。 | | | | |
| 授業のスケジュールと内容 | | | | |
| 第1回目 | 宅建講座Ⅱへのいざない | | | |
| 第2回目 | 借地借家法 | | | |
| 第3回目 | 区分所有法 | | | |
| 第4回目 | 不動産登記法 | | | |
| 第5回目 | 都市計画法 | | | |
| 第6回目 | 建築基準法 | | | |

| | | |
|---|------------------------------------|---------------|
| 第7回目 | 国土利用計画法 | |
| 第8回目 | 宅地造成等規制法 | |
| 第9回目 | 農地法 | |
| 第10回目 | 土地区画整理法 | |
| 第11回目 | 宅地建物取引業法（1）：免許・届出・取引主任者 | |
| 第12回目 | 宅地建物取引業法（2）：営業保証金・広告規制・ | |
| 第13回目 | 宅地建物取引業法（3）：取引態様の明示・売買契約締結の制限・媒介契約 | |
| 第14回目 | 宅地建物取引業法（4）：業者自らが売主になる場合の規制 | |
| 第15回目 | まとめと試験 | |
| 成績評価の方法と基準 | | |
| 評価の領域 | 割合 | 評価の基準 |
| 授業参加態度 | | |
| レポート | | |
| 調査報告書 | | |
| 小テスト | 50% | 基本的・個別的知識の理解度 |
| 中間・学期末試験 | 50% | 発展的・全体的知識の理解度 |
| 発表内容（態度含む） | | |
| その他 | | |
| 教科書と参考図書 | | |
| 『平成25年度版パーフェクト宅建基本書』（住宅新報社・2013） | | |
| 履修上の心得・ルール | | |
| 教科書を持って来て、授業に参加することは当然ですが、念のためにここに記載しておきます。テキスト・資料（配布プリント）・六法は必ず持ってくる、板書の内容は整理してノートに取る。 | | |